

三豊市・学校組合立学校部活動及び放課後改革に関する方針

【中学校版】

三豊市・学校組合教育委員会

令和8年3月 策定

目次

基本方針の趣旨	・・・1
三豊市が目指す「放課後改革」	・・・2
1 適切な運営のための体制整備	
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	・・・3
(2) 入部の在り方について	
(3) 指導・運営に係る体制の構築	
○ 学校部活動の地域クラブ活動への移行・休部・廃部 を検討する場合	
○ 合同チーム・拠点校部活動を運用する場合	
(4) 部活動指導員及び部活動外部指導者、外部指導者の活用	・・・4
○ 活用上の留意点	
2 適切な指導及び安全・安心の確保	・・・4
○ 留意事項	
3 適切な活動時間・休養日・大会参加	・・・5
(1) 活動時間・休養日	
○ 活動時間・休養日等の設定についての考え方及び留意事項	
○ 学校部活動で大会等に出場する場合の休日練習（練習試合）	
(2) 大会等への参加の引率	
4 教職員の兼職兼業について	・・・6

三豊市（学校組合）立中学校別総生徒数予測

基本方針の趣旨

急激な少子化が進む中で、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、令和8年度から令和13年度までの「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等が「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）」にて示されました。

さらに、香川県教育委員会では「香川県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～【中学校版】令和8年3月）」が策定されました。

これを受けて、三豊市では「三豊市・学校組合立学校部活動及び放課後改革に関する方針【中学校版】」を策定しました。各学校におかれましては、本方針をもとに、放課後改革（部活動の地域展開）の推進を目指した取組を進めていくようお願いいたします。

なお、この方針については、国や県の動向を踏まえつつ適宜改定するもので、三豊市・学校組合立中学校が共通して取り組む内容を示したものです。

三豊市が目指す「放課後改革」(三豊市放課後プラットフォーム・クラブ登録制度概要より抜粋)

放課後プラットフォーム 部活動を再定義し「放課後教育」へアップデート

- 「部活動」を再定義。子どもたちの自己決定による探究を共助で支える「放課後教育」と捉え直し。
- 「部活動の地域移行/展開」ではなく「放課後改革」。
- 学校教育と社会教育の接点である放課後教育を、新たな教育のあり方を生む場に。

	正課(授業)	部活動	⇒ 放課後教育
活動内容	学習指導要領が規定	学校が設定	各クラブの創意工夫
子どもたちの選択性	少ない	一定あるが校内に選択肢が少ない	豊富な選択肢から自己決定
サービス提供者	行政・学校による公助	行政・学校による公助	地域の共助
指導者	教員	教員等	様々な団体・個人
場所	基本的に学校	基本的に学校	地域の各所

2

放課後プラットフォーム システムの概要

「クラブ登録制度」により、子どもたちに豊富な選択肢を

- 「市の審査を受けたクラブは「プラットフォーム登録」クラブとしてリストアップされ、子どもたちに選択肢として提示される。
 - 登録クラブは原則として市内全域の中学生^(※1)の受け入れが求められる。(三豊市外の中学生や、中学生以外の受け入れは可。)
 - 個人・団体、市内・外問わず、様々な運営主体のクラブが申請可能。(基本的に有償・月謝等アリのクラブを想定。)
- 様々な種目/分野の、多様な活動形態のクラブを選んで、誰でも専門家・経験者の指導を受けられるように！

プラットフォーム登録クラブを市が支援

- 「プラットフォーム登録クラブ活動支援補助金」を登録クラブ参加生徒の保護者に交付。^(※2)将来的に、市が創設した「一般社団法人放課後共創基金」からの「放課後教育クーポン(仮)」でも家庭の金銭的負担を軽減。【検討中】
 - 市教育委員会を通じて学校で中学生に募集チラシを配布可能。
 - 市の公共施設(社会体育施設、社会文化施設、学校施設等)の使用料・空調設備使用料を免除。(ただし、条件あり。)
 - 安全管理や教育理論についての指導者研修を実施。クラブの立ち上げや運営、探究学習の導入についても支援。
 - 「三豊市文化・スポーツ指導員人材バンク」を通じて指導者候補を検索。
- クラブを立ち上げやすくなる仕組みを構築！

市教育センターのモデルクラブを通じてシステムづくりに中高生も参画

- 「みとよ探究部」は新たなクラブの可能性を創出する、「SNS部」は他クラブをPRする、「みとよマネー部」は基金の運用に参画するなど。

※1 三豊市内に通学または在住する中学生全員。三豊市観音寺市学校組合立中学校を含む。
※2 対象者には条件があります。詳細は三豊市教育委員会事務局スポーツ振興課にお問い合わせください。

4

放課後プラットフォーム めざす学びの姿

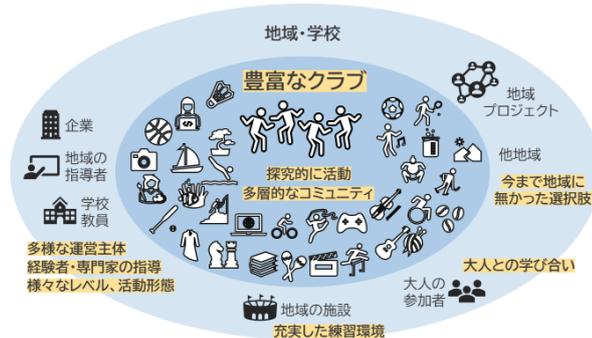
- 子どもたちがクラブを「自らえらぶ」からこそ「自らまなぶ」。そういった学びの姿を地域全体で支えていく。

自らえらぶ

- 豊かな選択肢から、自分に合ったクラブを選ぶ。
- 消去法ではなく、主体的に選ぶ。
- 選択に納得感と責任を感じる。

自らまなぶ

- 主体的に選んだクラブだから主体的に学べる。
- 自分に合ったレベルや形態で活動できる。
- 充実した練習環境と、専門性のある指導、地域の様々な人との交流を通じて、活動意欲も向上する。



5

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等¹

- 校長は、三豊市・学校組合教育委員会の方針に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定すること。
- 校長は、学校部活動の活動方針等をホームページ等で公表するとともに、随時、活動日・活動時間・休養日の順守状況等を確認し、適宜、指導、是正を行う等、その運用を徹底すること。
- 部活動顧問は、地域クラブ活動の活動状況を踏まえ、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を、校長に提出するとともに生徒・保護者へ毎月の活動内容や計画等を配付すること。

(2) 入部の在り方について²

- 校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。
- 校長は、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

- ・ 三豊市放課後プラットフォームに登録されている地域クラブ活動について、生徒や保護者に周知するなど、生徒が希望に応じて、学校部活動や地域クラブ活動が選べるようにする。

(3) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況、三豊市放課後プラットフォーム登録クラブの活動状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の活動機会や安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に学校部活動を実施できるよう、登録クラブへの移行を進めながら適正な数の部を設置する。その際、複数の指導者により多面的な指導ができるような体制を構築することが望ましい。
- 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で行うこと。

○ 学校部活動の地域クラブ活動への移行・休部・廃部を検討する場合

- ・ 校長は、現在部に所属する生徒やその保護者等に対して検討の経過と結果などを十分に説明し、丁寧に対応する。
- ・ 校長は、地域クラブ活動への移行における平日の活動や少なくとも卒業学年まで活動できるような体制を整えるなど、生徒の活動の保障に努める。

○ 合同チーム・拠点校部活動を運用する場合³

- ・ 相手校と十分な調整を行い、大会への参加については、全国及び香川県中学校体育連盟の規程に準じる。

学習指導要領解説の一部改正(令和6年12月)の概要)

¹ 部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

² 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

- ・ レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ・ 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。

³ ※ 全国中学校体育大会参加可能な拠点校部活動について R5.2

※ 香川県中学校体育大会に関わる複数校合同チーム編成規程 R5.2

※ 香川県中学校総合体育大会拠点校部活動参加規程 R5.2

(4)部活動指導員及び部活動外部指導者⁴、外部指導者（外部コーチ）の活用

- 生徒の活動内容への興味関心・意欲の向上や、専門的な知識や技能を十分にもたない中で部活動顧問を務める教員の負担軽減を図るために、地域との連携も踏まえたうえで、部活動指導員及び部活動外部指導者や外部指導者（外部コーチ）の活用を積極的に行う。
- 部活動指導員は、校長の監督の下、生徒への指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、顧問として幅広い役割を担うこと。

○ 活用上の留意点

- ・ 校長は、部活動指導員及び部活動外部指導者や外部指導者（外部コーチ）を活用する際には、学校部活動の教育的意義や目標、活動方針等を確認し合う機会を設け、校長の監督の下、学校の方針に従って指導面の一翼を担えるようにする。
- ・ 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生時の対応などは、部活動指導員及び部活動外部指導者や外部指導者（外部コーチ）も教員と同様の対応が求められる。

2 適切な指導及び安全・安心の確保

- 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為及び事故の未然防止を徹底すること。
- スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点も踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進すること。
- 学校部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事などと同様に生徒の安全に配慮すること。
- 校長は、日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応やAEDの使用方法など、救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を確立しておくこと。

○ 留意事項

- ・ 学校部活動においては、顧問の教師等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えることが必要である。
- ・ 目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。また、そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。
- ・ 国において作成する指導の手引き等に沿った対応を行うこと。
- ・ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ・ 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。
- ・ 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数(WBGT)等の情報や、測定器を活用して得た情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。

⁴ ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成29年3月14日付け28ス庁第704号)」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。
・部活動指導員及び部活動外部指導者の任用について (R7.4 三豊市(学校組合)教育委員会)
・部活動指導員ハンドブック (R7.10 三豊市(学校組合)教育委員会)

3 適切な活動時間・休養日・大会参加

(1) 活動時間・休養日

【休 養 日】週2日以上の休養日を設定すること。

【活 動 日】令和9年度より、休日の学校部活動は原則として実施しない。

※ 休日に学校部活動で大会等へ出場する場合を除く。

【活動時間】1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

【そ の 他】長期休業中に一定期間(夏期・年末年始の学校閉庁日)のオフシーズンを設定すること。

○ 活動時間・休養日等の設定についての考え方及び留意事項

- ・ 上記の休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁵も踏まえて設定したものである。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定している。
- ・ 当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設け、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間11時間程度の範囲内とする。
- ・ 活動の中心が休日の地域クラブ活動へシフトした場合、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の学校部活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して地域クラブ活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。

○ 学校部活動で大会等に出場する場合の休日練習（練習試合）

■ 校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査するとともに、生徒の参加については、生徒・保護者の意思を尊重する。

■ 校長は、顧問から下記の大会前の休日の練習（練習試合を含む）の実施について申し出があった場合は、生徒の成長や生活全般を見通し、生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないように実施回数の上限の検討とともに、休日の地域クラブ活動の実施状況を把握し、調整を図る。

- * 中学校体育連盟主催の大会
- * 四国・全国大会出場の予選を兼ねている大会
- * 予選を経て、出場資格を得た四国・全国大会

- ・ 練習（練習試合）の実施については、活動時間が地域クラブ活動の時間と重複しないように配慮すること（重複した場合の参加については、生徒・保護者の意思を尊重すること）。

(2) 大会等への参加の引率

■ 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員が配置されていれば、部活動指導員が担うことを原則とするが、教師が引率を行う場合は、週休日の振替等を適切に実施するなど、教師の負担とならないよう配慮すること。

⁵ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

4 教職員の兼職兼業について⁶

■ 校長は、兼職兼業の許可に当たっては、本人の意思を十分に尊重し、指導を希望していないにもかかわらず参加を強いられることがないよう確認すること。また、勤務校等における業務への影響の有無や、教職員の健康面への配慮を含め、学校運営に支障がないことを確認した上で、所定の要綱に基づいて、申請手続きを行うこと。

- ⁶ ・ 三豊市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱（三豊市教育委員会）
 ※学校組合立学校教職員は、三豊市に準ずる。
 ・ 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（文部科学省）

